

雇児発 0621 第 1 号
平成 29 年 6 月 21 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
の公布について

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 14 日に法案が成立し、本日公布されたところである。改正法の趣旨及び概要は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。必要な政令を今後制定し、その内容について別途通知する予定である。また、改正法の内容等を踏まえた「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児童家庭局長通知）等の改正についても、別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第 1 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

第 2 改正の概要

I 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

1 改正の趣旨

児童虐待を行った保護者に対する指導については、児童相談所と保護者との対立構造が生じ、実効性を上げられないケースがあることから、指導の実効性

を高めるために裁判所を関与させるべきとの指摘があった。

このため、保護者に対する指導への司法関与として、里親委託や施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、家庭裁判所は勧告の下での指導の結果を踏まえて審判を行うこととする。

2 改正の概要

- (1) 家庭裁判所は、里親委託・施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期限を定めて、保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができることとし、都道府県等は、当該指導措置の結果を家庭裁判所に報告することとする（児童福祉法第 28 条第 4 項）。
- (2) 家庭裁判所は、(1)による勧告を行った上で、上記申立てを却下する審判をする場合に、当該勧告に係る保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができることとする（児童福祉法第 28 条第 7 項）。
- (3) 家庭裁判所は、(1)又は(2)による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする（児童福祉法第 28 条第 5 項及び第 8 項）。

II 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

1 改正の趣旨

一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、親権者等の意に反する場合であっても行政の判断で行うことができる。

しかし、原則 2 ヶ月以内の暫定的な措置であるとはいえ、強制的に親子を分離する措置であり、また、長期化している場合も見られることから、一時保護の手續の適正性を一層担保する観点から、司法の関与が必要であるとの指摘があった。

このため、親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、現行の都道府県児童福祉審議会の意見聴取に代えて、家庭裁判所による審査を導入することとする。

2 改正の概要

2 ヶ月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後 2 ヶ月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならないこととする（児童福祉法第 33 条第 5 項）。

家庭裁判所の承認の手續については、家事事件手続法第 234 条から第 238 条までの規定によることとする（同法第 234 条から第 238 条まで及び別表第一の 128 の 2 の項）。

Ⅲ 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

1 改正の趣旨

接近禁止命令は、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、例えば、性的虐待を受けた児童・生徒が、一時保護や保護者の同意の下での施設への入所の場合に、加害者（保護者）の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題が指摘されていたことから、接近禁止命令を行うことができる場合を拡大する。

2 改正の概要

親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合に加え、児童虐待を受けた児童について、保護者の同意の下で施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合にも、児童相談所長又は都道府県知事は接近禁止命令を行うことができることとする（児童虐待の防止等に関する法律第 12 条の 4 第 1 項）。

Ⅳ その他所要の規定の整備

1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律第 5 条では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師等が例示されているが、同様に児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきであるとの指摘があった。

これも踏まえ、医療関係職種を例示している他の規定を含めて整理し、歯科医師のほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も併せて例示に追加することとする。

2 改正の概要

医療関係職種を例示している規定について、歯科医師、保健師、助産師、看護師を例示に追加する（児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項並びに児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 13 条の 4）。

Ⅴ 検討規定

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第 4 条）。